

令和6年度「第二期たんばユースチーム」運営業務 仕様書

1 業務の名称

令和6年度「第二期たんばユースチーム」運営業務

2 業務の目的

令和4年3月に策定した「丹波2050地域ビジョン」で描いた丹波地域の望ましい将来像の実現に向けて、丹波地域の次代を担う若者の意見を取り入れながら取組を推進するため、高校生・大学生・新社会人等からなる「第二期たんばユースチーム」（以下「チーム」という。）を結成する。

本業務は、チームの設置趣旨を踏まえ、チームを運営し、チームの主体的な取組をさらに推進することを目的として実施するものである。

3 委託条件

- (1) 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 契約上限金額は、1,500,000円（税込）とする。
- (3) 対象経費は業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。
〔別表1を参照し、不明な経費は随時丹波県民局へ相談しながら業務を遂行すること〕
- (4) 委託料の支払いは原則精算払いとし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。
- (5) 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ丹波県民局と協議し、承諾を得た場合に限る。
- (6) 業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

4 業務の内容

(1) メンバーの募集

丹波地域に関わりのある高校生、大学生、新社会人等の概ね30歳以上までの15名～20名程度によるチームを結成すること。

メンバーの募集にあたっては、SNS広告等を実施し、丹波地域の若者に広く呼びかけること。

また、チームの活動が開始した後でもメンバーを随時募集し、チームへの加入を可能とすること。

(2) チームの取組が円滑に推進するための事務全般

メンバーの主体的な活動を支援し、チームの取組が円滑に推進するよう運営事務全般を担うこと。

また、チームの取組を成功に導くためのファシリテーター（外部アドバイザー可）を配置すること。

《主な事務の例》

| |
|---|
| ①活動に関すること ・グループ活動の日程調整 ・グループ活動時のファシリテーター役 ・オンライン環境の提供 ・専門家への協力依頼 ・活動実績のとりまとめ など |
| ②調達に関すること ・活動に必要な物品等の調達 など |
| ③支払いに関すること ・メンバーへの旅費支払い ・会場使用料の支払い ・外部アドバイザー等への謝金及び旅費の支払い など |

(3) 他プロジェクトとの連携やチーム内の交流

県民局事業（シンボルプロジェクト等）との連携や、チーム内の交流を図りながら業務を遂行すること。

(4) 外部アドバイザーの提案

チームの活動に合わせて、支援が必要な分野を専門とする方々に必要に応じて外部アドバイザーとして参画いただくこと。

(5) 中間活動報告

令和7年3月に予定されている中間活動報告会で今年度の取組内容を報告すること

(6) その他運営に必要な業務

丹波県民局への定期的な業務報告、打ち合わせ など

5 各グループの活動に必要な経費

- (1) 各グループの活動に必要な経費（謝金や旅費並びに会場使用料を除く）は、1グループあたり10万円程度を想定しているが、契約上限金額の範囲内で応募者が設定すること
- (2) 各グループが求める活動経費が上記(1)の設定する金額を超過する場合は、各グループと調整の上、応募者の設定する金額の範囲内で運営事務を遂行すること。
- (3) たんばユースチームのメンバーが活動に従事したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準じて旅費を支給すること。なお、同メンバーへの謝金は支給しない。

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、内容が十分に検討・実施されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について丹波県民局県民躍動室地域共創課と受託者は協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (3) 丹波県民局県民躍動室地域共創課と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況については定期的に報告を行い、丹波県民局県民躍動室地域共創課と協議し、その指

示に従うこと。

- (4) 計画通りの催行が困難な場合の対応方法及び委託金額の精算については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (6) 本業務の委託対象経費については、国、県、市町、その他団体の他の委託業務や助成(補助)事業と重複しないこと。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に関して疑義がある事項については、その都度、委託者と協議の上、決定すること。

別表 1 (対象経費)

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 企画調整費 | 業務の企画調整にかかる経費 |
| 人件費 | 実施団体スタッフにかかる報酬・共済費 等 |
| 謝金 | 外部アドバイザー等への謝金 (上限 6,100 円/時で県の規定に準じる。特別な事情がある場合は別途相談) |
| 旅費 | たんばユースチームメンバーの活動にかかる旅費 外部アドバイザー等への旅費 実施団体スタッフの業務実施にかかる旅費 (兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 44 号)の規定に準じる) |
| 役務費 | 郵便料、連絡通信費 等 |
| 使用料 | 会場使用料、備品使用料 等 |
| 印刷費 | チラシ・ポスター印刷費、資料作成費 等 |
| 消耗品 | 業務実施に必要な消耗品の調達費 |
| その他 | その他業務の実施に伴う経費として委託者が必要と認めた経費 |

※飲食費(弁当・茶菓等)、備品購入費、受託者の経常的な運営にかかる経費は対象外とする。

第一期たんばユースチームの概要

1 構成

令和4年3月25日から5月11日にかけて参加者を公募し、高校生、大学生、新社会人等で概ね30歳までの丹波地域に関わりのある33名から応募があった。令和5年度当初に、4名を追加し、計37名で活動。

第一期メンバー37名は、令和4年度及び令和5年度の2年間活動した。

【参考1】参加者の構成

| 区分 | 人数 |
|-----------------|-------|
| 高校生 | 12名 |
| 大学生・専門学生 | 5名 |
| 社会人 | 20名 |
| （商工団体等） | （3名） |
| （教員等） | （4名） |
| （地域おこし協力隊） | （2名） |
| （丹波篠山市・丹波市・県民局） | （11名） |
| 合計 | 37名 |

2 活動内容

たんばユースチームは、「丹波2050地域ビジョン」で策定した12のシンボルプロジェクトへのアイデア提供や、シンボルプロジェクトの活動への参画、広報活動などの役割を担い、希望する5つのグループに分かれて、グループ毎に「丹波2050地域ビジョン」の推進に資する活動を主体的に考えて、取り組んだ。

また、丹波県民局が開催する報告会（令和5年3月：中間報告会、令和6年3月：最終報告会）において、活動成果を報告した。

【参考1】主なグループ活動の内容

| グループ名 | 活動内容 |
|-----------|---|
| 里山暮らしグループ | 竹ランタン、竹ごはんづくりイベント |
| 産業振興グループ | eスポーツ、VR体験（たんばっ子！学びフェスタ） |
| 観光グループ | ティラノサウルスレース in 丹波竜の里 実行委員会への参画 SNSパネルの作成 |

3 活動方法

活動は1ヶ月～2ヶ月に1回程度を想定し、日程や場所は各グループ内で調整の上決定している。なお、活動実績として、平日夜間か休日の活動が多くを占めている。

4 たんばサポートチーム

たんばユースチームの活動を支援するため、求めに応じて助言や事例紹介、データ提供などの役割を担う「たんばサポートチーム」を結成した。たんばユースチームメンバーの少し上の年代である概ね 30 代から 40 代で、幅広い分野の方々に協力をいただき、当初 13 人からスタートした。

※第二期では、たんばサポートチームは結成せず、たんばユースチームの活動に合わせて、支援が必要な分野を専門とする方々に必要に応じて外部アドバイザーとして参画いただく。

【参考 1】たんばサポートチームの構成

| 分野 | 人数 |
|-------|-----|
| 学識経験者 | 4 名 |
| 教員 | 2 名 |
| 商工業 | 2 名 |
| 農業 | 1 名 |
| 地域づくり | 4 名 |